

上野原市立島田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月 5日策定

平成27年3月 9日改正

平成31年3月 6日改訂

1 いじめ防止に関する基本理念

島田小学校は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをねらいとしていじめの防止等の対策をおこなう。特に、いじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるようにする。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点を心掛ける。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が係わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめ認識の共有化として、**けんかやふざけ合い**であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点に心がける

- ① いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自尊感情を高め、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のため、面接・観察・調査等の様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を重視する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることはいじめに加担することにつながることの周知に努める。

また、インターネットいじめ等を防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発につとめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

① いじめゼロを目指した特別活動を推進する。

② 道徳教育を充実させること、障害のある児童や児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童等、特に配慮が必要な児童への組織的な指導を充実させる。

③ 関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める体験活動を推進する。

④ 学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。

(2) 自尊感情を育む教育活動の推進

① 一人一人が活躍できる学習活動

- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間指導計画における活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめ防止対策にかかわる研修・学習の場の充実

① 情報モラル教育の充実

情報モラル教育の充実のために、年間指導計画に位置づけ、重大な人権侵害について教育する。

② 教職員の積極的な研修等への参加

研修等に参加し、教職員の児童理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。

③ 保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発

P T Aを対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、児童の携帯電話等の利用の在り方やインターネット、SNSの危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手立て

① 全教職員での児童の観察

「いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が児童の様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。また、おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

② 定期的な実態調査

「心と体のいじめアンケート」を年3回、QUを年2回実施し、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

③ 相談体制の充実

担任や担任以外にも相談できる養護教諭を中心とした「心の相談室」を設けるなど、**教職員の業務を見直し、相談時間を一層確保し、教育相談体制を充実させる**。児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。また、教育相談体制を充実させる。

(2) いじめの早期解決の対応

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、必要に応じ学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。但し、いじめられる立場といじめる立場は入れ替わる可能性もあるため、対応や指導は慎重に行う。

③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく各種団体や専門家との連携も視野に入れ、必要に応じ協力を仰ぎ解決にあたる。

⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

⑥ いじめが「解消」したと判断するためには、

- ・ いじめに係わる行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ・ 被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。また、その後も注意深く観察する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

① 家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

① 「生徒指導指導委員会」

月2回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導指導主任、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（重大事案対応）

重大かつ緊急な児童指導上の問題が発生した場合は、その時点で最も適切

と判断した対応をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によってはいじめ防止対策委員会を中心に、スクールカウンセラー、市教委職員、学校運営協議会等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し、調査を含めた敏速な対応を行う。

6 その他の留意事項

①校務の効率化

校務の効率化を図り、児童と向き合う時間の確保に努める。

②地域との連携について

学校便りやホームページを有効に活用し、日頃から情報の発信を心掛ける。また、児童民生委員や地区の役員との連携を図り、地域の会合等の機会とらえ、児童に関する情報を収集しやすい環境を整える。

③学校評価の活用

学校評価に関して行っている児童の意識調査や保護者アンケートについてもいじめの未然防止や早期発見につながるような視点で活用する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ②いじめにより、相当の期間（年間20日間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告する。

(3) 重大事態の調査

- ①教育委員会の附属機関として設置する「上野原市いじめ問題専門委員会」が調査組織として、その事態の対処及び今後の発生防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②学校は、上記調査組織の指導・助言を受けながら対応する。
 - ・重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。このとき、学校は調査組織の求めに応じ、積極的に資料を提供する。
 - ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
 - ・いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(4) 重大事態の説明

調査の結果を受け、明らかになった事実関係や再発防止策について、適時適切な方法で保護者等に説明する。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めたときは、市長の附属

機関として「上野原市いじめ問題調査委員会」を設ける。調査委員会は、調査の結果について適切に調査（再調査）を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、市長に答申する。

8 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間計画を確認し、組織体制を整える。

いじめ防止指導計画 島田小学校

	会議			防止対策			早期発見	
4月	いじめ防止対策委員会	生徒指導委員会（隔週）	学年部会での説明・啓発	事案発生時に緊急対策会議の開催（特別児童指導委員会）	児童会の呼びかけ運動	学級づくり・人間関係づくり 道徳実践・集団生活の在り方の指導		
5月	いじめ防止対策委員会				ポスター掲示		Q-U アンケート	
6月	いじめ防止対策委員会		学年部会での説明・啓発		福祉・人権教育講和		いじめと心のアンケート	児童聞き取り調査
7月							Q-U 結果の考察と学級づくり	
8月	いじめ防止対策委員会						個別懇談	
9月	いじめ防止対策委員会							
10月					児童会の呼びかけ運動		いじめと心のアンケート Q-U アンケート	児童聞き取り調査
11月	いじめ防止対策委員会				ポスター掲示			
12月	いじめ防止対策委員会						個別懇談	
1月	いじめ防止対策委員会						保護者アンケート・児童アンケート（学校評価）	
2月	いじめ防止対策委員会		学年部会での説明・啓発				いじめと心のアンケート	児童聞き取り調査
3月								